特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	児童育成手当の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、児童育成手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

墨田区長

公表日

令和5年6月26日

関連情報				
1.特定個人情報ファイ	ルを取り扱う事務			
事務の名称	児童育成手当の支給に関する事務			
事務の概要	墨田区児童育成手当条例等に基づき、児童育成手当支給事務を行っている。 児童育成手当受給者ファイルは、次の事務に使用している。 手当の支給資格確認(所得要件・在住要件等) 認定時の支給額決定及び通知 毎年の現況届の審査及び認定、通知 転出、転入等による世帯情報の変更及び資格喪失等の確認			
システムの名称	1 児童育成手当システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー			
2.特定個人情報ファイ	ル名			
児童育成手当受給者ファイ	(JV			
3.個人番号の利用				
法令上の根拠	·行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項別表第1の区長の部20の項及び別表第2の区長の部24の項			
4.情報提供ネットワー	クシステムによる情報連携			
実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施する] 2)実施しない 3)未定			
法令上の根拠	【情報照会】 ·番号法 第19条第9号 ·行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9 号に基づ〈特定個人情報の提供に関する規則 第3条第1項			
5.評価実施機関にお	する担当部署 おおおり おおり おおり おおり かんしゅう かんしゅう			
部署	子ども・子育て支援部子育て支援課			
所属長の役職名	子育て支援課長			
6.他の評価実施機関				
7.特定個人情報の開	示·訂正·利用停止請求			

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

墨田区子ども·子育て支援部子育て支援課児童手当·医療助成係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6160

8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

墨田区子ども·子育て支援部子育て支援課児童手当·医療助成係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6160

しきい値判断項目

1.対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か		<選択肢>				
		令和5年3月31日 時点				
2.取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以 上か		[500人未満] <選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満				
	いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点				
3.重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特 定個人情報に関する重大事故が発生したか						

しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1.提出する特定個人情報保護評価書の種類									
-	項目評価書]	カ <i>ぞ</i> カ番占ほ	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書						
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。									
2.特定個人情報の入	手(情報提供ネットワー	クシステムを	通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
3.特定個人情報の使用	Ħ								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との 紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
権限のない者(元職員、 アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
4.特定個人情報ファイ	ルの取扱いの委託		[]委託しない						
委託先における不正な使 用等のリスクへの対策は 十分か	[十分である]	<選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
5.特定個人情報の提供・	移転(委託や情報提供ネ	ットワークシフ	₹テムを通Uた提供を除 []提供・移転しない						
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
6.情報提供ネットワー	クシステムとの接続		-]接続しない(人]接続しない(提 - 手) 供)						
目的外の入手が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
不正な提供が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
7.特定個人情報の保管	管·消去		NB 10 04						
特定個人情報の漏えい: 滅失・毀損リスクへの対策 は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
8.監査									
実施の有無	〕 自己点 [検	[] 内	部監査 [] 外部監査						
9. 従業者に対する教育・啓発									
従業者に対する教育·啓 発	[十分に行っている	5]	<選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない						

変更箇所

変史 固	1771				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月5日	対象人数 いつの時点の 計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	
平成30年6月5日	取扱者数 いつの時点の 計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	
令和1年6月18日	リスク対策		項目追加	事後	様式変更による。
令和1年12月13日	しきい値判断項目 3. 重大事故	2)発生なし	1)発生あり	事後	特定個人情報に関する重 大事故の発生に伴うもの であり、事前の提出が義 務付けられる「重要な変 更」に当たらないため。
令和1年12月13日	リスク対策 8. 監査	自己点検	自己点検、内部監査	事後	
令和1年12月13日	関連情報 3 個人番号の利用	番号法第9条第2I項 墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第1の20の項及び別表第2の24の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第2項・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項別表第1の区長の部20の項及び別表第2の区長の部24の項	事後	
令和1年12月13日	関連情報 4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第8項 墨田区行手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する条例 別表第1の20の項及び別表第2の24の項	[情報照会] ・番号法 第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19 条第8号に基づ〈特定個人情報の提供に 関する規則 第3条第1項	事後	
	関連情報 8 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	墨田区総務部総務課文書管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁 目23番20号 電話:03-5608-6241	墨田区子ども・子育て支援部子育て支援 課児童手当・医療助成係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁 目23番20号 電話:03-5608-6160	事後	
令和2年6月11日	対象人数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和2年6月11日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和2年6月11日	しきい値判断項目 3. 重大事故	1) 発生あり	2)発生なし	事後	特定個人情報に関する重 大事故の発生から1年以 上が経過したことに伴うも のであり、事前の提出が 義務付けられる「重大な変 更」に当たらないため
令和3年6月10日	対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和3年6月10日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
	関連情報 8 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	墨田区子ども・子育て支援部子育て支援 課児童手当・医療助成係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁 目23番20号 電話:03-5608-6160	墨田区子ども・子育て支援部子育て支援 課児童手当・医療助成係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁 目23番20号 電話:03-5608-6376	事後	
令和4年6月16日	対象人数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	
令和4年6月16日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	
令和4年6月16日	関連情報 4 情報連携ネットワーク システムによる情報連携	【情報照会】 ・番号法 第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19 条第8号に基づく特定個人情報の提供に 関する規則 第3条第1項	【情報照会】 ・番号法 第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19 条第9号に基づく特定個人情報の提供に 関する規則 第3条第1項	事後	
	関連情報 8 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	墨田区子ども・子育て支援部子育て支援 課児童手当・医療助成係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁 目23番20号 電話: 03-5608-6376	墨田区子ども・子育て支援部子育て支援 課児童手当・医療助成係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁 目23番20号 電話:03-5608-6160	事後	
令和5年6月26日	対象人数 いつの時点の 計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	
令和5年6月26日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	
	I H I XX I J	I	l .		I